# 三重県議会における選挙区及び定数の見直しの経緯

- (1) 平成 11 年 5 月~平成 12 年 3 月:選挙区調査特別委員会による検討
- ⇒ 条例の改正(定数55人→定数51人)

# 【概要】(条例案の提案理由を基に作成)

・ 近年の厳しい社会経済情勢のもと、地方行財政改革が強く求められている中、議会も自らの判断と努力により議員定数の更なる削減を行い、その姿勢を示すため、議員定数を 55 人から 51 人に改める等所要の整備を行う条例改正案が賛成多数で可決される。

# 【参考資料】

- ①選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成12年3月21日 本会議)〈1頁〉
- ②提出された条例案〈2頁〉
- ③討論(平成12年3月21日 本会議) 〈3頁〉
- (2) 平成 15 年 4 月: 県議会議員選挙の執行(定数 51 人)
- (3) 平成17年2月~平成18年2月: 選挙区調査特別委員会による検討
- ⇒ 条例の改正(定数 51 人は据え置き、選挙区を見直し)

#### 【概要】(条例案の提案理由を基に作成)

・ 市町村合併の進展に伴い、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改定する等所要の整備を行う条例改正案が全会一致で可決される。

#### 【参考資料】

④選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成 18 年 2 月 20 日 本会議)

<4 頁-5 頁>

- ⑤提出された条例案〈6 頁-7 頁〉
  - (4) 平成 19 年 4 月: 県議会議員選挙の執行(定数 51 人)
  - (5) 平成23年4月: 県議会議員選挙の執行(定数51人)

- (6) 平成25年1月~平成26年5月:選挙区調査特別委員会による検討
- ⇒ 条例の改正(定数51人→定数45人)

# 【概要】(条例案の提案理由を基に作成)

・ 県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、議員定数を 51 人から 45 人に改める等所要の整備を行う条例改正案が賛成多数で可決される。 (可決された条例に基づく選挙区及び定数の図については、別紙 1 参照)

# 【参考資料】

- ⑥「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し(中間案)」に対する意見募集 の結果について〈8 頁及び62 頁-63 頁〉
- ⑦選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成26年5月16日 本会議)

<9 頁-11 頁>

- ⑧提出された条例案 <12 頁>
- ⑨討論(平成26年5月16日 本会議) <13頁-19頁>
- (7) 平成27年4月: 県議会議員選挙の執行(定数51人)
- (8) 平成28年5月~平成30年2月:選挙区調査特別委員会での検討
- ⇒ 合意が得られず、委員会を廃止

# 【概要】(委員長報告を基に作成)

- ・ 前回の選挙区調査特別委員会の委員長報告(平成26年5月)において、今後の国勢調査の結果等これからの人口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、改選された議員のもとでも引き続いて、1票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方の検証などを行っていく必要があるとの附帯事項を受けて、平成28年5月に設置。
- ・ 設置以降 33 回の委員会を開催し、様々な観点からの委員間討議を重ね、平成 29 年 12 月の委員会において、県南部地域の課題解決のために、南部地域の定数を増加させる委員長案を提示。
- ・ しかしながら、委員会として合意を得るのは困難と判断せざるを得ない状況になり、平成30年2月の本会議において、特別委員会の廃止を決定。

#### 【参考資料】

- ⑩選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成29年5月18日 本会議) <20頁>
- ①「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し」に対する意見募集及び e モニターの結果概要〈21 頁及び 64 頁-77 頁〉
- ⑫選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成30年2月19日 本会議) <22頁>
- ③討論(平成30年2月19日 本会議) <23頁-24頁>

- (9) 平成30年2月~平成30年3月:議員提出条例(定数51人)の提出・ 可決
- ⇒ 条例の改正(定数 45 人→定数 51 人)

# 【概要】(条例案の提案理由を基に作成)

・ 平成30年2月に、議員提出により、県内の選挙区間における地域間の均衡 の調整を図るため、議員定数を45人から51人に改める等所要の整備を行う 条例改正案が提出され、同年3月の本会議において賛成多数で可決される。 (可決された条例に基づく選挙区及び定数の図については、別紙2参照)

# 【参考資料】

- (4)提出された条例案〈25頁〉
- ⑤提案説明(平成30年3月5日 本会議) <26頁>
- ⑥総務地域連携常任委員会 委員長報告(平成30年3月22日 本会議)

<27 頁-28 頁>

- ①討論(平成30年3月22日 本会議) <29頁-40頁>
- (10) 平成 30 年 6 月~平成 30 年 9 月:議員提出条例(定数 45 人)の提出・否決

# 【概要】(条例案の提案理由を基に作成)

・ 平成30年6月に、議員提出により、県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、議員定数を51人から45人に改める等所要の整備を行う条例改正案が提出されたが、同年9月の本会議において賛成少数で否決される。

# 【参考資料】

- (18)提出された条例案 <41 頁>
- ⑨提案説明(平成30年7月24日 本会議) <42頁-44頁>
- ②議案質疑(平成30年7月24日 本会議) <45頁-52頁>
- ②総務地域連携常任委員会 委員長報告(平成30年9月14日 本会議)〈53頁〉
- ②討論(平成30年9月14日 本会議) <54頁-61頁>
- (11) 平成31年4月:県議会議員選挙の執行(定数51人)
- (12) 令和元年6月:「選挙区及び定数に関する在り方調査会」の設置を議決